

---

## 原著論文

---

# 公益通報者保護法における3号通報保護要件緩和の具体的方策

## ——メディアを通報先とした告発者へのインタビュー調査をもとに

Discussions of Specific Measures about Relaxing Protection Requirements under the Whistleblower Protection Act in Japan: From an Interview Survey of Whistleblowers who Disclosed Information to the Media

キーワード：

内部告発報道, 情報源, 公益性, 表現の自由, 知る権利

keyword：

media reporting of whistleblowing, news sources, public interest, freedom of expression, right to know

東京大学大学院情報学環 松原 妙華

Interfaculty Initiative in Information Studies, The University of Tokyo Taeka MATSUBARA

---

### 要約

内部告発報道は市民の知る権利に応えるものとして評価される一方で、情報源である告発者は組織から不利益取扱いを受ける場合がある。日本では、告発者を組織の不利益取扱いから保護するため、2004年に公益通報者保護法が制定され、メディアへの通報は法3条3号で保護されることとなった。しかし、その保護要件の厳しさは法案作成時から指摘されており、3号通報保護要件の見直しは、2018年に法改正に向けて再開した公益通報者保護専門調査会の論点のひとつとなったが、告発経験者や報道関係者の声が法改正に反映されるのか不安な状況がある。

そこで本稿は、メディアを告発先とした告発経験者を対象にインタビュー調査を行い、3号通報保護

要件の緩和について検討する。まず、立法及び法改正に向けた議論での3号通報保護要件に関する論点を明らかにし(2章)、その論点ごとに、内部告発の正当性に関する先行研究や裁判例を整理した上で(3章)、告発者へのインタビュー調査結果を提示する(4章)。そして、それをもとに具体的方策(通報対象者の範囲の拡大、主観的要件の維持、通報対象事実の拡大、切迫性の削除、真実相当性の緩和、特定事由の緩和、不利益取扱い等からの保護、証拠の収集・持出行為の免責、公益性による要件緩和)について考察を加え(5章)、最後に、告発者の表現の自由と市民の知る権利を含む内部告発報道の公益性を守る3号通報の重要性を指摘する。

## Abstract

Whistleblowers sometimes receive dismissal or other disadvantageous treatment from business operators after revealing wrongdoing to the media. In Japan, the Whistleblower Protection Act was enacted to protect whistleblowers in 2004. Whistleblowers who disclose information to the media can be protected in Item 3 of Article 3. However, they are subject to the most stringent requirements, which have continued to be criticized since the bill was drafted. This matter was discussed in the Expert Examination Committee which was called up in 2018 to move toward legal reform.

This paper examines how to relax requirements of whistleblowers protected in Item 3 of Article 3 through an interview survey of whistleblowers who disclosed information to the media. First, Section 2 sorts out the issues of requirements in Item 3 of Article 3, which were discussed in the 159th session of the Diet and the Expert Examination Committee. Next, Section 3 summarizes previous research and court judgments about the ethical or legal justification of whistleblowing. After that, Section 4 researches actual examples of whistleblowing to the media from an interview survey of 7 whistleblowers and Section 5 suggests how to relax requirements to protect whistleblowers. Finally, this research concludes that reporting of whistleblowing in the news advances the public interest and whistleblowing to the media is necessary to guarantee the freedom of expression of whistleblowers and the right to know. If requirements are relaxed, Item 3 of Article 3 in the Whistleblower Protection Act would contribute to this advance.

## 1 はじめに

米国家安全保障局の情報収集活動に関する内部告発（スノーデン事件）や富裕層の租税回避行為に関する機密文書の提供（パナマ文書事件、パラダイス文書事件等）を端緒とした報道のように、近年、告発者と記者が協働して不正行為を公にする事例が相次いでいる。2018年4月に提出された欧州委員会の告発者保護に関する指令案の中では、情報源である告発者の保護は報道の自由や民主主義にとって重要であることが指摘されており、今後、EU加盟国でメディアへの告発者を保護する法制度整備が進んでいくと考えられる<sup>(1)</sup>。

日本では、告発者を組織の不利益取扱いから保護する公益通報者保護法が2004年に制定され、メディアへの告発は3条3号で保護されることとなったが（以下3条3号にもとづく通報を「3号通報」という。）、その保護要件の厳しさは法案作成時から指摘されており、法案に対する附帯決議で3号通報保護要件は見直しの対象となった。これをもとに、本法は改正に向けた議論が続けられているが、3号通報に関する改正の議論は、内部通報や行政通報に比べて充分であるとは言い難く、告発経験者や報道関係者の声が法改正に反映されるのか不安な状況がある<sup>(2)</sup>。

そこで本稿は、情報源としての告発者保護の視点から当事者の声を3号通報保護要件緩和の議論に活かすことを目的に、メディアを告発先とした告発経験者を対象にインタビュー調査を行い、その結果を考察する。まず2章で、改正に向けたこれまでの議論において、要件が厳格であるため緩和すべきとする意見と風評被害等から緩和には慎重であるべきとする意見があることを確認し、保護要件及び告発者保護のための法制度に関する論点をこれまでの法改正に向けた議論をもとに整理する。次に、保護要件は法的保護に値する内部告発を規定する側面があるため、3章で内部告発の正当性に関する議論の蓄積がある先行研究及び裁

判例を論点ごとに整理する。そして4章でインタビュー調査から得られた具体的データを示し、5章で2～4章の内容を踏まえながら論点ごとに考察を加え、緩和に向けた具体的方策を提示する。最後に、3号通報は情報源である告発者保護だけではなく、告発者の表現の自由と市民の知る権利を含む報道の自由にとって重要であることを指摘し、3号通報保護要件を緩和すべきとする結論で本稿を結ぶ。

## 2 3号通報に関するこれまでの議論

### 2.1 3号通報の保護要件

公益通報者保護法では、内部通報（3条1号）、行政通報（3条2号）、それ以外の外部通報（3条3号）と徐々に保護要件が厳しく設定されており、3号通報として保護されるには、内部通報や行政通報と共通する要件（表-1①②③④）以外

表-1 3号通報の保護要件

①労働者であること
②不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でないこと
③通報対象事実に該当すること
④通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること
⑤当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる通報先であること
⑥次のいずれかに該当すること（特定事由） イ 内部通報または行政通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合 ロ 内部通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合

ハ 労務提供先から行政通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合  
 ニ 書面により内部通報をした日から20日を経過しても、当該通報対象事実について、当該労務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該労務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わない場合  
 ホ 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

に追加的的要件（表-1⑤⑥）を満たす必要がある。

## 2.2 法制定時の国会における議論

国会における3号通報に関する議論は主に2点に集約される。第一に、保護要件が厳格であることである。第159回国会での議論では「要件を等しくすべき」、「内部でも外部でもいいという体系をつくらない限りこの法律の意味を達することにはならない」、「外部への要件が極めて厳しくハードルが高いため、通報者を萎縮させ不正行為が企業内部や行政機関内に閉じ込められてしまう」という意見があったが<sup>(3)</sup>、これに対しては、悪意に基づく風評被害のリスクを回避するために必要であると説明された<sup>(4)</sup>。

第二に、イ～ホの立証の困難性及び一般条項の設置についてである。「一般法理への悪影響を防ぐためには、一般的保護要件を明記してイ～ホ以外の場合にも保護される余地を残すことが不可欠」、「通報者にとっては知り得ないもの、立証し得ないものになっている」、「イ～ホの後に包括的規定を入れるか、行政通報後に相当期間内に措置がなされない場合には外部通報を認めると規定した方がいい」等の指摘があった<sup>(5)</sup>。これに対しては「制度の予見可能性を高めるため定めており、実際上の運用に当たってはほとんどのケースは尽くされている、一般条項を設けて法律関係を不安定にするよりもこの方がよい」、「公益通報の対象

範囲や外部通報要件について社会的にコンセンサスが確立していると言えない状況認識のもとで、制度運営の混乱をできるだけ避けて通報者の保護を図ろうとした」という説明がなされた<sup>(6)</sup>。

結局、政府案が原案の通り可決されたが、法案に対する附帯決議で「通報者の範囲」、「通報対象事実の範囲」、「外部通報の要件」、「外部通報先の範囲」の再検討が付記された<sup>(7)</sup>。

## 2.3 法改正に向けた議論

公益通報者保護法附則2条で、本法は施行後5年を目余に検討を加え、必要な措置を講ずるものとされており、2010年に公益通報者保護専門調査会（以下「専門調査会」という。）が設置され、付帯決議に記された4項目が具体的な課題として調査・審議された。3号通報に関しては、国会での議論と同様に「通報要件が厳しすぎる」<sup>(8)</sup>、「一般条項を設けては」<sup>(9)</sup>という意見が複数上がったが、「企業内部での通報を優先し、そこで円満に解決することが労働者にとっても望ましい」、「いきなりマスコミに持っていくのはみなにとって不幸なこと」、「現行法は内部通報が機能していない場合に外部通報ができる要件として具体化されておりわかりやすい」、「事実ではないことが判明した場合、回復不可能かつ甚大な風評被害が生じてしまう」といった意見があがり<sup>(10)</sup>、一致する結論に至らず、法改正は見送られた<sup>(11)</sup>。

その後、消費者庁で調査が重ねられ、2015年に公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会（以下「検討会」という。）が開催され、法律分野の専門家による検討の必要性からワーキンググループが設置された。ここでは、「報道被害の深刻な実態がある」、「マスコミも多種多様、濫用の可能性も見極めて検討する必要がある」という慎重な意見がある一方で、「濫用的通報に対しては不正の目的を企業側が立証することで真実相当性判断とのバランスをとることも考えられる」、「行政通報とマスコミ通報のバランスを考える必

要があり、真実性は行政通報よりハードルをあげるべき」という内部通報や行政通報とのバランスをとる考え方や、「行政が通報を受けてもきちんと対処しないことが現にある、既遂の法律違反は基本的に外部に出せるようにすべき」という条件によっては3号通報の要件を緩和すべきとする意見、「通報事実の公共性、公益目的、真実相当性があればイ～ホを要求する必要はない」、「行政通報には法的守秘義務がある一方、報道機関には情報源の秘匿という報道倫理があり、事実誤認の責任は通報者ではなく行政機関ないし報道機関が受けるべき」という行政通報と3号通報の要件差を疑問視する意見など、様々な意見が上がった<sup>(12)</sup>。

その後、2018年に内閣総理大臣の諮問を受けて専門調査会が再開された。ここでは行政通報も含めた外部通報保護要件がまず議論され、「それぞれの段階で厳格にしていくべき」、「今の構造を維持した上で行政通報が機能する方向で緩和を考えてもよい」、「行政通報が機能しなければ3号通報に走ってしまうため行政通報の緩和を考えるべき」<sup>(13)</sup>といった行政通報保護要件の緩和に重点を置く意見が上がり、それを踏まえた上で3号通報の議論がなされた。「企業の悪影響を考えると慎重な対応が前提」、「風評被害の懸念がある」、「風評被害のリスクや労働者の誠実義務とのバランスを考えるべき」といったこれまでの慎重な意見と同様の意見があがる一方、「真実相当性を合理的理由として緩和すべき」とする意見や、「特定事由を加えて緩和すべき」、「実効的な内部通報制度が整っていないことを特定事由に加えては」、「制度間競争という観点から特定事由を組み直しては」<sup>(14)</sup>という特定事由を検討し直す意見が多く上がった。結局、最終報告書では、3号通報の真実相当性要件を維持し、特定事由に事業者が内部通報体制の整備義務を履行していない場合を追加し、ホに財産に対する危害を追加するという方向性が示された<sup>(15)</sup>。

## 2.4 3号通報保護要件に関連する主な論点

これまでの改正に向けた議論から、3号通報が関連する主な論点をまとめると表-2となる<sup>(16)</sup>。

I～VIは保護要件に関わる論点、VII及びVIIIは通報者保護のための法制度に関わる論点である。

表-2 3号通報保護要件に関連する主な論点  
(括弧内は論点に関連する表-1 ①～⑥保護要件)

I 通報者の範囲の拡大 (①)
II 主観的要件の緩和 (②)
III 通報対象事実の拡大 (③)
IV 切迫性及び真実相当性の緩和 (④)
V 特定事由の緩和 (⑥)
VI 内部通報や行政通報との関係 (⑤, ⑥イ～二)
VII 不利益取扱い等からの保護
VIII 証拠収集・持出行為の責任の免責

## 3 先行研究及び裁判例における議論

### 3.1 参照する先行研究及び裁判例

保護要件は内部告発の正当性が問題となるため、本章では正当性に関する先行研究や裁判例を要件ごとに整理する。先行研究は内部告発の正当性の議論が蓄積されている米国のビジネス倫理研究を中心に取り上げ、裁判例は日本の法的観点から内部告発報道が問題となった雇用関係に関する裁判例及び名誉毀損裁判例を取り上げる。雇用関係に関する裁判では、一般法理として、告発内容の真実性・真実相当性、目的の公益性、手段・方法・態様の相当性を総合考慮して内部告発の正当性が判断され<sup>(17)</sup>、告発者を被告とする名誉毀損裁判では、告発者の告発行為と名誉毀損との間に相当因果関係が認められる場合に、免責要件として真実性・真実相当性、事実の公共性、目的の公益性の判断が行われている<sup>(18)</sup>。

## 3.2 内部告発の正当性に関する議論

### 3.2.1 通報者の範囲 (①)

先行研究は告発主体を「組織のメンバーあるいはかつてのメンバー」とするものが多く、「内部関係者」と定義し、OBや役員、取引先業者を包含するものもある(桜井 2006: 13)。役員を含めると明確に言及する研究もあり(Bowie & Duska [1982] 1990: 73)、役員には株主に対する責任だけでなく、それ以上に公に対する基本的社会的責任があるとする(James 2001: 308)。また、メンバーとすると組織や個人間にあるコミュニティを連想させるため、パーソンを使用し、組織不正に関する情報にアクセスできるかどうかを重視する立場もある(Jubb 1999: 86)。これは情報の開示権限がある者も告発者に含むかという議論に関連し、開示権限がない者とする立場(Near & Miceli 1985: 3, Courtemanche 1988: 36, Chambers 1995: 192)であれば、役員を含まない方向となる。その一方で、開示権限がある者であっても、開示が許可されている場合と要求されている場合があり、前者は自発的及び選択的であるため、告発に含めるとする議論もある(Jubb 1999: 89)。

### 3.2.2 主観的要件 (②)

裁判例では、目的が不当であるか(医療法人思誠会事件、D大学事件、愛媛県警察官裏金告発事件)、または主目的が公益目的か(トナミ運輸事件、田中千代学園事件)を判断し、加害目的や地位保全等の私利目的の場合を除外する一方で、感情的な反発や不満の併存を許容する。

先行研究でも、目的や動機に倫理性や公益性を求めるものが多く、告発の場合にも他者に危害を加えてはならないという一般的な道義的責任があるとして、復讐のための告発を除外する(De George [1982] 1999: 245)。一方、告発者に正当な目的や動機を求めない立場もあり、目的や動機は多くの場合が混在的かつ多義的で、事態の進展に応じ

て変化していくため、公益なのか組織利益なのか個人的な恨みなのか判別不能であることを理由としてあげる(Elliston et al. 1985: 7)。しかし、この立場の場合でも、動機は告発の正当化において重要な要素であると指摘されている(Jubb 1999: 89)。

また、外部通報は組織への不服従を意味し、組織価値に反する点よりも深刻な心の葛藤が生じる点に焦点を置き(Jubb 1999: 91)、倫理的ジレンマに直面させる回復不可能なステップこそが告発の核心であり、外部通報のみが告発と呼ばれるにふさわしいとする議論もある(奥田 2002: 117)。裁判例でも、2年半程沈黙を守り、悩んだ上で患者家族に真実を伝えようとした医師に対して公益目的を認めたものがある(日本医科大学事件・地判)。

### 3.2.3 通報対象事実 (③)

先行研究では、違法行為に限定せず、不正行為もしくは倫理的違反まで含めるものが多いが、不正内容の個人性については議論があり、非個人性を要件として公共の利益を求める立場(Boatright [1993] 2003: 105, 馬淵 2005: 101)と、基本的人権の侵害に関連したプライバシー侵害やセクハラ、財産的被害も対象とする立場(James 2001: 311)がある。前者の中には、必要性のある告発を他者に直接危害を及ぼす場合の深刻な生命・身体に対する被害・危険に限定し、セクハラは個人的問題として道徳的に許される告発とするもの(De George [1982] 1999: 242)もあるが、この考え方は道徳的問題の解決に役立たないと後者から批判されている。

### 3.2.4 切迫性及び真実相当性 (④)

先行研究では、不正が生じるまで時間がある場合には内部是正のチャンスがあるとして切迫性を求める立場(Bowie & Duska [1982] 1990: 75)や、過去や将来の不正行為を対象とするかは現在の危急の告発を検討してから検討すべきとして、

切迫性を取り入れる立場（馬淵2005：101）もあるが、不正行為の時制はあまり議論されておらず、むしろ告発者が告発時に不正の証拠をどの程度収集でき、どこまで確信があるかという点に焦点が当てられている。確たる証拠と成功可能性を求めるもの（Bowie & Duska [1982] 1990：75-77）や、合理的で公平な第三者を確信させる証拠と必要な変化が公表によってもたらされると信じるに足りる理由を求めるもの（De George [1982] 1999：255-256）がある一方で、告発が誤りである場合も含めて、信念に基づいた告発を認めるもの（Miceli & Near 1992：18）や、客観的な不正ではなく不正であると信じることで足りるとするもの（James 2001：307）、告発者は情報にアクセスする権限がなく証拠を集めることが困難であるため、不正であると純粋にかつ合理的に信じていれば十分とするもの（Elliston et al. 1985：13, Jubb1999：87）など、客観的証拠を求めない立場もある。

雇用関係の裁判例では、ビデオテープ（アワーズ事件）や意見書・統計資料（国立感染症研究所事件）では真実相当性が認められず、第三者機関の調査や公正取引委員会の立入検査等によって違法性が客観的に裏付けられている場合に真実性が認められ（トナミ運輸事件）、また内部調査が行われている等の状況がある場合に真実性が否定されなかった（愛媛県警察官裏金事件）。

一方、名誉毀損裁判例では、そもそも報道と内部告発の因果関係を認めない場合（医療法人思誠会事件、群英学園事件・地判、日本医科大学事件・地判）があり、因果関係が認められる場合に真実相当性が判断される。そこでは、客観的な根拠が求められ、不正経理の関係書類等がある場合（群英学園事件・高判）や、在職中の業務実態に基づく見聞や同僚の供述等がある場合（きょくとう名誉毀損事件）に真実相当性が認められた事案がある一方で、手術ミスに関する事実と合致する専門家の意見があったとしても、真実と判断した当時において判断の相当性がなかったとして真実相当

性を認めなかった事案もあり（日本医科大学事件・高判）、事実の摘示時において真実と信じる相当の理由が求められている。

### 3.2.5 通報先の相当性、開示の合理性（⑤）

通報先については、「対処する影響力」（Near & Miceli 1985）や「不正行為を是正する潜在能力」（Jubb 1999：87）といった是正力に着目するものもあれば、通報が適切に対処できる権限者に届くことを重視し「通常のコミュニケーション・チャンネルを使用しないこと」として、報道機関への通報も効果的であるとするもの（Boatright 2003：205）や「組織外の権威者または公」を通報先とするもの（Couetemanche 1988：36）など、是正力だけでなく公開力に着目するものがある。

公開力に着目する場合には、不正の調査や是正を期待する上で不正情報が公になること（going public）を重視し、公的情報として市民がアクセス可能となることを成功の基準とするものがあり、議会の議事録や新聞記事になることを例として挙げる（Elliston et al. 1985：7-12, Jubb1999：90）。そして、「公になること」は内部通報の延長線ではなく、他の方途が閉ざされた時の最後の頼りとなる全く別の新しい道として確保する必要性をとく（Jubb 1999：91）。

一方裁判例では、手段の相当性の中で判断され、報道機関に対して容易に告発を行なった場合には厳しい批判が加えられている。虚偽報道による被害と原状回復の困難性が指摘され（群英学園事件・高裁）、裏付け取材のない報道姿勢は誤報の危険性が高いとして通報先の相当性が認められていない（田中千代学園事件）。さらに、相当性を逸脱した組織への報復措置と評価された場合もある（アンダーソンテクノロジー事件）。

### 3.2.6 内部通報や行政通報との関係（⑥イ～ニ）

先行研究には、内部の是正力への疑問から公に

なることまで求めるもの（前述3.2.5）や、組織による報復の可能性から報道機関や規制機関への告発を認めるもの（Chiasson & Johnson 1995 : 24）がある一方で、使用者への忠誠義務から内部通報を行うべきとするもの（Bowie & Duska [1982] 1990 : 75）や、内部での是正可能性が全くない場合の慎重な外部への告発に道徳的正当性を認めるもの（De George 1999 : 253）など、公にする前に内部では是正策を尽くすことを求める立場がある。この立場は内部通報前置に加えて、外部通報の場合の挙証性及び成功可能性を要件として挙げるが（前述3.2.4）、そこには告発者への不利益取扱い等を考慮した告発者保護への思いが基礎にある（増淵2005 : 84）。

裁判例でも、雇用契約上の誠実義務や信頼関係維持の観点から内部での是正努力を求めている（群英学園事件・高判、田中千代学園事件等）。緊急性が認められる場合（D大学事件）や組織側には是正可能性がない客観的状況がある場合（トナミ運輸事件）に例外的に外部公表が許されるとするが、是正努力として、緊急性のない場合には内部での調査や議論、団体交渉を求め（D大学事件）、内部通報する場合には不正事実の摘示や法違反の具体的指摘を求める（トナミ運輸事件）。

### 3.2.7 深刻な被害、不正の重大性（⑥ホ）

先行研究では、告げ口と告発の区別のためや（Bowie & Duska [1982] 1990 : 74, Elliston et al. 1985 : 12）、告発を軽視して告発者や組織に悲惨な結果を与えないために（Jubb1999 : 87）、深刻性が必要とする立場がある。また、深刻でない場合は改善策が多く、内部告発によって企業が被る被害よりも公衆に与える被害が小さく済む場合があるとして、外部通報は深刻な生命・身体に対する被害・危険を対象とし、些細なものを告発することに反対するものもある（De George 1999 : 250）。これに対しては、告発目的を不正加担の防止とする立場から、告発目的を危害の防止に置

き、告発事例の多くを正当化できないという批判がある（Davis1996 : 9）。

## 4 内部告発者に対するインタビュー調査

### 4.1 調査対象及び方法

告発者に関する調査は消費者庁によって行われているが<sup>(19)</sup>、メディアを告発先とした場合に特化した調査ではないため、本稿はメディアに告発を行い、実名が報道されたA～Gの7名を対象にインタビュー調査（以下「本調査」という。）を行った。具体個別的な経験を包括的に考察するため、匿名での掲載をお願いし、告発年は事例特定の可能性があるため明らかにしない。

調査方法は、告発者のライフワークや人生観に関わる部分が大いことを考慮して、質的研究法の中でもライフストーリー研究を参照した<sup>(20)</sup>。調査の準備として、対象者が関わる告発事例に関する書籍、記事、論文等の文献及びテレビ番組や映画等の映像資料から分析要素に関する部分を抜き出し、詳細な質問票を作成した。対象者には自由な回答を得るため大まかな質問票を事前に送付し、半構造化インタビューを行った。インタビュー時は対象者の許可を得て録音を行い、音声は調査者の発言も含めて書き起こした。

本調査は2013年8月～2018年9月に継続的にを行い、書き起こした文字テキストのフィードバック及び調査対象者による確認作業、追加のインタビュー調査、データの分析を並行して行った。データ分析の方法は、グラウンデッド・セオリー・アプローチやSCAT等<sup>(21)</sup>を参照しながらコーディングし、対象者から得たデータを元の文脈から切り離し、関連するコードごとにデータをまとめた。

### 4.2 インタビュー調査の結果

#### 4.2.1 告発者

A～Gのうち、3名が民間事業者、4名が行政機関の不正について告発を行った。役員、取引先



事業者、退職後にメディアに告発を行った者を含んでいる。

#### 4.2.2 告発の目的・動機

AとGは、告発事実は客観的に公益性の高い事実であるが（後述4.2.3）、明確に正義感を否定した。Aは「社会正義など全然なく感情的に動いた、公益にリンクするところはない」と言い切る。Gは「正義感というよりも、安い給料で従業員を利用して偽装をし、一人が財を成して万骨枯れるという経営は許せない気持ちが大きかった」一方で、本人も不正に関与していたことから、不正が明るみになれば自分も逮捕されると追い詰められており、「保身のための告発行為だった」と語る。他方、Bは正義感というものが告発には必要だとし、腹いせで行う告発を否定する。

また、組織や同僚への思いや仕事への情熱から告発する場合もあった。Dは「部下に対する気持ちを組織不正の隠蔽に利用され、その時の怒り、憤り、寂しさ、情けなさといった複雑な気持ちが告発時に残っていた」と振り返る。また、対象者の中には嘘や不正が許せず、組織に正当さを求める気持ちが強い者がいた。Eは公務員が嘘を吐くつくことに嫌悪感を持ち、「少なくとも自分の目の届く範囲においては正しい組織を目指す、それは公益だ」と業務を正すためだったと話し、Fは「大好きな組織をクリーンにしたかった。正しいことをしている以上、行けるところまで貫きたかった」と語った。

#### 4.2.3 告発内容とその違法性の認識

A～Gは、食品偽装、組織の裏金制度、独占禁止法違反、公文書偽造、組織内の不正経理等の通報を行っており、公益性の高い事実だった。

B、C、Eは最初から法違反の確信があった。Bは「犯罪行為だという認識があったから記者会見を行った」が、メディアが取り上げるかについては懐疑的であった。Cは「顧客や消費者に迷惑を

かけている状態にあったため、法違反の確信と証拠を持った上で、メディアに訴えた」。Eは「すぐ虚偽文書とわかったが、着任後すぐの業務で組織不正なのか過失なのかわからないまま業務を進めてしまった」と自分のミスとして悔やんでいる。

DとGは明らかな法違反の確信はなかったが、入社初日から「おかしい、変だ」という違和感があった。Dは「配属後すぐに違和感があり、先輩に聞いたところ、あまり聞いてよい雰囲気ではなかったためそれ以上聞かなかった」。Gは「法律違反かどうかわからないが、間違いである確信はあった。省庁に告発していた時は法違反の確信からではなく、我慢しきれなくなったから」と語る。Fは「日常茶飯事に大っぴらに行われていたため、不法行為という認識はそんなになかった」が、取引先の業者や家族に指摘されて徐々にその違法性に気が付いていった。

#### 4.2.4 告発内容の切迫性

A～G全てが既遂の不正事実についての告発だった。一部、Gが継続的に行われている不正の中で、不法な商品がまさに発送されようとしているところを阻止しようと行政通報を行ったが、結局、行政による是正措置はなされなかった。また、Cは「まだ不正が行われていない場合に果たして通報できるか。どうやって証明して主張するのか。メディアの人も実際起こってしまってからでないとなかなか対応できない。未遂の場合は内部にしか通報できない可能性がある」と、未遂の場合の外部通報の困難さを語った。

#### 4.2.5 真実相当性及び証拠持出行為

本調査では告発者による証拠収集の困難さがわかった。Dは「組織不正のシステムがわかったのは課長になってから。さらにはっきりと認識したのは部長になってから。組織不正の全体像は役職が上がらないと見えてこない」と語る。証拠資料は担当部署の者でなければ手に入らず、Dは発言

の裏付けとなる証拠や記録がないまま告発を行っており、「組織は事実無根だと否定するだろうし、自分の発言だけで世間やマスコミが信用してくれるか不安もあった」と話す。Eは内部資料の持ち出しにあたるのではという懸念から、文書番号を控えるなどして最低限のものを持ち出すにとどめたが、告発後に提起した裁判で文書提出の要求に応じてもらえず、裁判中に関係書類が破棄されていき、「自分でもっと収集しておけばよかった」と後悔を語った。Gは自分が入手できる証拠書類等は限られていたが、他の退職者らと告発を行なったため、仲間が各々の立場で収集したことで多くの証拠が集まり、不法行為が立証できた。「各々が積極的に偽装したのではなく社命に基づいたものという証拠として持ち出した」と、証拠持出しは自分たちを守るためだったと語った。

また、自力で証拠収集を行なった者もいる。Cは自分が消費者となって実際にサービスを利用することで違法性を明らかにした。Gの場合は、通報先の記者が消費者として購入した商品を分析に出し、食品偽装の証拠を手に入れた。決定的証拠がなければメディアは報道に至らない側面があり、告発者とメディアが協力して証拠を集めることは調査報道において少なくない。Aは「業界の話は記者に伝わらない部分もある。明らかに不正だとわかる証拠を見せたから、メディアが動いた。絶対的な証拠はメディアが発見してくれた」と語る。

#### 4.2.6 通報先の相当性

Aは全国紙記者の取材を契機に不正を知ったが、その記者の他に旧知の他紙記者に連絡をした。「意気消沈して苦しい時、何度となく一緒に飲んで、慰めてくれて。そういう経緯があった。…だから遠い支局員に電話して」と、遠くから取材に来てくれた記者への信頼を語った。Bは弁護士からの依頼を契機に記者会見を行った。Cは学生時代から親しみがあつた全国紙支局を訪ね、業界の違法行為について告発した。Dはジャーナリスト

からの依頼を契機にテレビ出演し(匿名)、その後、弁護士に相談の上で記者会見を行った(実名)。Eは内部で告発しても相手にしてもらえず、組織不信に陥り、「公にする以外に不正は止まらない、業務を直すことはできない」と考え、全国紙2社に証拠書類を見せた。そのうちの1社には友人がいた。Fは組織による隠蔽が行われたため、公にしたいという思いが強くなり、友人の知る記者に情報提供をした。Gは新聞社、雑誌社、テレビ局の3社に情報を送り、連絡がきた新聞社の取材を受け、全国紙の記事の正確さに信頼を置く。

#### 4.2.7 3号通報前の不正是正行為

対象者たちは、手法や程度は異なるものの、3号通報の前に不正是正に向けた行動をとっていた。

Aはメディアに告発する前に、記者が取材に来たことを組織の担当者に伝え、警告した。Bは組織不正に関わることを拒否し続けたため不利益取扱いを受け続けた。Cは社内の違法行為を役員に直訴したが取り合ってもらえず、それよりも大きな業界の違法行為についてなど対応してもらえないはずがないと、新聞社に告発を行なった。Dは役職が上がった時に、不正行為をやめようと会議で提案し、内部機関紙に意見を投稿したが、組織的システムとなっている不正を是正することはできなかった。Eは上司やその上の部署に相談をし、調査を依頼したが対応してもらえなかった。Fは内部や行政機関に実名で通報したが、不正が矮小化された調査結果が出て、組織的な隠蔽が行われるようになった。Gは自身が不正に関わっており内部是正をはかることができず、匿名で行政通報を繰り返していたが応じてもらえなかった。

#### 4.2.8 内部通報及び行政通報による不正是正の困難性

D, F, Gは、不正を認めない組織の姿勢や不正是正に動こうとしない行政に苛立ちを覚え、実名報道を選択した。Dは「組織はかたくなに否定

…このままほっといたら、他組織の不正の時と同じような事態になると思った。…誰が言っているかわからない証言はとるにたらないっていうわけです。…匿名ではだめという意味かと。じゃあ、いいよ…これが最後だと思った」と、自分が何とかしなければならぬという思いがあった。Fは「名前を出さなかったから、組織はきちんとやらなかったと思った。…組織は逃げてるじゃない、ないないみたいな感じで。…そしてもう定年した後だから…もうここで」と、退職を機に実名報道の取材を受けた。Gは匿名で何度も行政通報を行ったが不正正に繋がらず、告発報道後によく警察の捜査が入った。

#### 4.2.9 告発による不利益

違法の認識があった告発者は、当初から組織不正に関わることに強い拒否の意思表示をし、組織から不利益取扱いを受けた。Bは20代で昇任した際に組織不正への協力を拒否し、定年退職するまで昇任しなかった。Cは告発後28年間昇進することなく、組織の圧力は閑職に追いやるだけでなく、暴力団による脅迫にまで及んだ。Eは通報後、専門外の業務や草刈り業務等に就き、6年間で4つの部署を異動し、うち3つは前後任者のいない役職だった。Fは内部で執拗な嫌がらせにあった。通報後も不正を訴えた上司の下で働くことになり、上司から罵倒される日々を送った。嫌がらせの電話が自宅や実家にかかり、自分の業務や家庭に影響が及び、精神は限界を超えていた。「報道後には組織からの締め付けがさらに強くなり、組織内で監視されていた」と語る。

DとGは、既に組織不正の仕組みの中に取り込まれており、自分は共犯者であるという思いを抱きながらも不正正に向けて動いた。彼らは退職後に告発を行うが、不正に加担していたという罪悪感を未だに拭えていない。Dには実名報道後、組織関係者から批判の手紙が届いた。Gは親族から非難を受け、告発への理解が得られなかったと

語る。また、告発者は職場では同僚から遠巻きに冷視され、組織の中で孤立感を強める。Bは「自分が食堂に現れるとシーンとなり、廊下やエレベーターでは人が避けていった」と話す。Fも「告発者のレッテルを貼られ、誰も近寄らなくなってしまった」と全く同じ経験をしている。

さらに、告発者の職場を奪うような動きも出てくる。Aは、組織の偽装に関与したとして、初報の約8か月半後に営業停止命令を受けた。告発を契機に売り上げが激減し、事業は休業に陥った。Eは取材を受けたことを理由に、組織から懲戒処分申し立てを受けた。新聞社がその事実を取り上げた後に不問となったが、Eは「結果論で報道が影響したかどうかは全然わからない…正直に事実関係の話しただけなのに、処分されるのが今の組織」と語る。また、告発は同僚たちの職場を奪う結果にもなり得る。Gの会社は初報の約1週間後に全社員に向け解雇を予告し、1ヶ月後に自己破産手続きが決定した。Gは解雇された従業員に対して自責の念が強い。これは告発後に起きた家族の不幸や病気等に関しても同様で、告発者は自分の告発にその原因があると感じる傾向にある。

Cは「裁判で勝つことをもって保護されるというけど、それは違う。推定規定や立証責任の転換などで民事ルールとして強化するというよりは、組織に不利益取扱いをさせないよう抑止力を持たせる制度にしなければ守られない」と主張する。

## 5 考察

### 5.1 考察の枠組

以上、本調査の結果(4章)を踏まえて、3号通報保護要件に関する立法における議論(2章)や内部告発に関する先行研究及び裁判例(3章)もあわせ、本章では保護要件緩和に向けた具体的方策について考察を加える。なお、日本が法案作成時に参考とし、メディアへの告発も保護対象とする英国法の関連規定も本章で取り上げるが、歴

史的・文化的背景から日本に直接導入することは困難であるため参照にとどめる。

## 5.2 3号通報保護要件緩和の具体的方策

### 5.2.1 通報対象者の範囲の拡大

役職が高くなければ組織不正の全体像は見えてこない事例や、役員であっても不正の現場に居合わせなければ証拠を入手することが困難である事例をみると（前述4.2.5）、不正是正のためには不正に関する情報にアクセスできるかどうかという点が重要であり（前述3.2.1）、組織内の役職や雇用形態等で制限を設ける意味は見出せない。

英国法：Public Interest Disclosure Act 1998（以下「PIDA」という。）は、employeeと区別されたworkerを保護し（section 43A）、雇用契約者に限定されない（雇用権利法：Employment Rights Act 1996（以下「ERA」という。）230（3））。さらにERAのworkerの範囲を超えた就業者を規定し（section 43K）、日本法の労働者よりも通報者の範囲が広く設定されている（Lewis et al. 2017：142-162）。

### 5.2.2 主観的要件の維持

調査対象者に不正目的の者はいなかったが、完全な公益目的であったと言い切る者は少なかった（前述4.2.2）。不正行為の渦中にある告発者には個人的な感情も含め様々な感情が生起する。裁判例でも公益性までは求めず、不正目的のものを排除し保護しない方法をとる（前述3.2.2）。

一方で、先行研究は公益性を求めるものが多い（前述3.2.2）。英国法では私利目的でないことを要求するが（section 43G（1）（c））、改正により<sup>(22)</sup>、これまで要求していた誠実性の要件（section 43G（1）（a））が削除され、公益のためになると合理的に信じていることが要件となった（section 43B（1））。こうした公益性に焦点を当てる動きは、国際的なコンセンサスであると言われており（Lewis et al. 2017：74）、主観的なものではな

く社会と一定程度共有できる公益性に軸を置く方法も考えられるが、一方で告発者にとって心理的な負担になる可能性は否めず、悪意や虚偽の場合を排除するなどの最低限の要件を維持するのが適当であると考えられる。

### 5.2.3 通報対象事実の拡大

現行法が対象とする法令違反行為は、別表に対象法律が掲げられているものに限定され、刑罰規定のある法律であることが前提となっている<sup>(23)</sup>。しかし、不法行為の最中にいる告発者は感覚として違和感があっても、法違反までの認識を持つことは難しく、法違反の確信があったとしても、別表の対象法令違反であると特定することは困難である（前述4.2.3）。

また、個人的問題と評価されるような不正まで対象事実に入れるのか（前述3.2.3）は、基本的人権の侵害の中にどの程度公益性を見出し、個別的労働関係を規定する労働基準法ではなく公益通報者保護法で保護するのかという問題でもある。不正による危害が組織内部の個人に向けられているのか、それとも社会問題として公益性につながるものであるのかを見極め、後者を本法による保護の対象となるよう法設計すべきである。

### 5.2.4 切迫性の削除

先行研究では切迫性を要件とする立場もあるが（前述3.2.4）、切迫性がある場合に外部に通報するのは困難である（前述4.2.4）。対象事実の時制を問わず、生じるおそれがあるものを含む英国法のように（section 43B（1））、切迫性というよりも不正を予防・防止するという点で、未遂の不正も通報できる仕組みにすることも考えられる。その場合には疑わしい場合でも通報できる制度にし、内部の調査体制を促進する、もしくは保護要件の真実相当性を軽減する必要がある。

### 5.2.5 真実相当性の緩和

現行法における真実相当性とは、通報内容を裏付けられる内部資料や関係者による信用の高い供述がある場合など、相当の根拠がある場合をいい<sup>(24)</sup>、裁判例では違法性の事実が客観的になければ真実性の証明が困難な状況があった（前述3.2.4）。これに対して、英国法は公益のためになると合理的に信じていること（section 43B(1)）及び開示情報及び主張が実質的に真実であると合理的に信じていることで足りる（section 43G(1)(b)）。

真実相当性要件は不正の挙証責任を誰に負わせるのかという問題であり、3号通報で本要件を厳格にする場合、告発者の挙証責任を重くすることにつながり、組織と告発者個人の間にある情報格差のもと、告発へのハードルは高くなる。しかし、組織不正の場合、一端の業務に携わる者にとって不正に関する証拠収集は困難であり、不正の全体像をある程度把握できる立場の者ですら困難な実態がある（前述4.2.5）。

一方で、告発者と記者は利害が一致している側面があり、協力して証拠を収集した事例（前述4.2.5）から考えると、自分で収集した証拠を持って行政通報をしても適切な調査をしてもらえないよりは、メディアに相談した方が真実相当性を高める結果となる場合もあるため、通報先にメディアを選択する告発者も少なくないだろう。

3号通報は内部通報や行政通報による是正が期待できない場合に行われることが多く（前述4.2.8）、事業者や行政機関の通報体制整備や証拠持出行為の免責条項設置が困難であるならば、3号通報の真実相当性をある程度緩和し、他の通報先と同時に、または選択的に通報できる仕組みにすることも考えられる。

### 5.2.6 特定事由の緩和

英国法も日本法の特定事由と同様の規定があり、開示した場合に不利益を受けることや証拠の

隠滅が行われると合理的に信じていることを求める（section 43G(2)(a)(b)）。

しかし、告発者は組織や行政機関が対応してくれないと予見しながら告発を行うわけではない。告発者は自分の業務に関する不正の相談や通報をする過程で組織や業界の不正システムに気がつき、さらに組織的な隠蔽によって不正が是正されることはない次第に気がついていく（前述4.2.8）。また、内部通報や行政通報で不正是正を図った結果、不利益取扱いを受ける（前述4.2.7, 4.2.9）。特定事由の立法趣旨は予見性を高める点にあったが（前述2.2）、イ～ニは、告発過程における結果的なものであり、内部通報や行政通報で不正是正が困難な場合でなければ3号通報の選択が困難な仕組みとなっている。

通報を契機に組織から不利益取扱いを受けること自体が、不正是正が困難な状況を示しており、正当な告発者は不正是正につなげようと適切な報道をしてくれると信頼を置くメディアを選択する（前述4.2.6）。3号通報に対しては、一貫して風評被害の懸念があるが（前述2.2, 2.3）、通報先の是正力と公開力は連動するという研究もある（前述3.2.5）。告発者にとって、メディアを告発先として報道に踏みきることは、自分を犠牲にして組織の論理で不正を隠蔽しようとする動きを社会問題化し、自分の正しさを世間に問う手段でもある。こうした告発者にとっては、3号通報を他の通報と並列的に選択できるよう特定事由を緩和することが望ましいだろう。

### 5.2.7 不利益取扱い等からの保護

通報先の守秘義務や、守秘義務違反や不利益取扱いをした場合の事業者への行政措置及び刑事罰の導入は、これまでの改正の議論の中で検討されてきたが、通報者の匿名性の確保及び不利益取扱いの禁止についてはガイドラインの改正にとどまっている<sup>(25)</sup>。専門調査会でも、守秘義務の法制化は内部通報及び行政通報ともに「今後、必要

に応じて検討」とされ、また、不利益取扱いへの対処は行政措置（助言・指導・勧告・公表）の導入にとどまり、命令や刑事罰の導入は「今後、必要に応じて検討」となった<sup>(26)</sup>。

内部通報を優先した方が組織や労働者のためになるという意見もあるが（前述2.2）、消費者庁による調査では通報経験者の約4割が解雇、労務上の不利益取扱いもしくは事実上の嫌がらせ等を受けており<sup>(27)</sup>、本調査でも告発者は3号通報前に内部通報もしくは行政通報を行った結果、労務上もしくは事実上の不利益な取り扱いを受けた実態がある（前述4.2.7, 4.2.9）。

現行法は、裁判規範として公益通報を理由とした解雇を無効とするが（3条）、5条の不利益取扱いの禁止で法律行為のみならず事実行為も対象としており<sup>(28)</sup>、行為規範の側面も有している。告発者にとっては裁判で争うこと自体が負担であり（前述4.2.9）、本法の行為規範性を強めて、不利益取扱いを事前に抑止できる制度が必要である。これをガイドラインや行政措置で担保できるのか、それとも刑事罰まで導入して告発者保護を徹底させるのか、今後のさらなる課題となる。現行法のままでは、在職しながら告発を行う場合に何らかの不利益取扱いを受けることを告発者に覚悟させることにつながる。正当な告発を行った者に対して不利益取扱いを行った場合に個人もしくは組織に対して何かしらの罰則がなければ、公益のための告発は告発者個人の負担に任せたままのものとなってしまふ。

#### 5.2.8 証拠の収集・持出行為の免責

本調査では、告発者個人による証拠持出しの困難性と証拠持出行為を理由に組織から訴えられる懸念が告発者にあることがわかった（前述4.2.5）。3号通報の場合、行政通報とは異なり調査権限が通報先がない場合が多く、内部証拠は告発者自身による収集しか方法がない。3号通報の場合に真実相当性の要件を厳格にし、さらに通報のための

証拠持出し行為で罰せられる可能性がある制度になると、3号通報の選択可能性はかなり低いものとなる。

証拠収集行為が内部告発の手段の相当性部分で争われた裁判例では、証拠持ち出し行為が内部告発を行うために不可欠な行為であり、害する目的や不用意に内容を漏洩しない限りにおいては不相当とまではいえないとしたものがある（大阪いずみ市民生協事件）。また、内部資料のコピーを持ち出した行為について通報対象事実の公共性が高い場合に、持出行為を理由とした解雇を権利の濫用として認めなかった場合（医療法人思誠会事件）や、不正改善や疑惑解明に寄与し、組織利益につながった場合に、取得行為の違法性を減殺した場合もある（宮崎信用金庫事件・高判）。これらの裁判例を参考に、告発行為の正当性と連動させた証拠持出行為等の免責条項を設置すべきである。

#### 5.2.9 公益性による要件緩和

公益性を主観的要件に入れる方法（前述5.2.2）や、不正が重大で公益性が高い場合に保護要件を除外する規定を設置するなど（PIDA section 43H (1)(e),(2)）、公益性を重視する国際的な傾向は近年の改正により一層強まっている<sup>(29)</sup>。特に、メディアへの通報は報道による公益性とも関連しており、通報の公益性が高い場合に特別な要件緩和措置をとることも検討すべきであろう。

## 6 おわりに

現行法では外部通報よりも内部通報がしやすい仕組みになっているが、告発者による内部是正は難しく（前述4.2.7）、内部通報をしても組織によって証拠文書の存在や告発者の発言内容の信用性が否定され、告発者の覚悟は再び組織の論理で否定されていく実態があった（前述4.2.8, 4.2.9）。真偽不明の情報が流出しやすい時代の流れもあり、情報源の匿名性を許さない社会になってきて

いるのであれば、真実相当性要件及び告発先における調査のあり方は制度上ますます重要となる。

2018年の専門調査会では、行政通報の保護要件を緩和するとともに（前述2.3）、行政通報に対応する一元的窓口を消費者庁に設置すべき方向性が示された<sup>(30)</sup>。しかし、行政通報に関する調査措置義務（公益通報者法10条）に関して、行政機関の調査権限や範囲、調査官の人員等の実際的な問題もあり、不正に対して専門性の高い調査を行うことの難しさもある。実際、専門調査会報告書には行政通報保護要件の緩和に伴い行政通報件数が増加した場合に対応が困難になる懸念が示されている<sup>(31)</sup>。また、本調査では報道によって社会問題化しなければ適切な対応をしない行政機関の実態がみえた（前述4.2.8）。行政機関による対応・調査によって不正が是正される制度となるのか不安な状況があるのならば、3号通報の保護要件緩和でこれを補うような制度設計も考えられるのではないだろうか<sup>(32)</sup>。3号通報に対しては、一貫して風評被害の懸念があるが（前述2.2, 2.3）、そうした報道に対しては通報先の相当性要件（前述3.2.5）や名誉毀損裁判で対応することも可能である。

内部告発の目的は組織内の不正是正にあるが、3号通報の中でも特にメディアへの告発は、内部通報や行政通報とは異なり、組織の論理によって正当化された不正を世の中に問い、不正の事実を市民と共有しようとするところにその意義がある。市民は、報道を通じて告発者の表現を受け取り、告発者に共感するとともに不正に怒り、自己を統治する。3号通報にはこうした告発者の表現の自由と市民の知る権利を含む告発報道の公共性を守る側面があり、3号通報保護要件の緩和は民主主義にとっても重要な問題でもある。

また、告発報道は市民の知る権利に応えるものとして通報先の記者は評価されることが多いが、情報源となった告発者は、英雄として描かれながらも組織からの不利益取扱いや同僚からの冷視を

受けることがある（前述4.2.9）。3号通報保護要件の見直しは、こうした報道側と告発者の間にある不均衡をどのように同法が修正するのか、つまり、公益性の高い告発をしながらも報道を契機に不利益を受ける告発者をどこまで法が守るのかという問題でもある。告発者が受ける不利益は事実上のものが多く（前述4.2.9）、報道で告発者を支援できる側面もあるが、それには限界がある。情報源である告発者保護も含めた、告発報道の公益性を法がどう守るのかという視点で、いまいちど3号通報保護要件の見直しを考える必要がある。

そして何よりも、メディアを通報先とした場合の3号通報においては、告発者及び告発報道を守る者として、通報先の記者や報道機関が担う役割は大きい。3号通報保護要件の緩和の問題だけでなく、取材源秘匿や報道内容の真実性確保、報道の公共性等の報道倫理に関する問題として検討する必要がある、これは今後の課題としたい。

## 注

- (1) COM (2018) 218, C8-0159/2018, Council of the EU, Press Release 40/19, 25.01.2019等参照。本司令案は、欧州議会法務委員会（2018年11月）及び欧州連合理事会（2019年1月）で採択され、欧州議会と加盟国の間で暫定合意した（2019年3月）。なお、欧州議会では修正案が提出され、内部通報前置ではなく外部への通報も選択できる制度にすることや調査報道記者を保護することなど、メディアへの告発の保護を強化した内容となっている。
- (2) 改正に向けた議論の流れ（本文2.3）を参照のこと。検討会（2015年）で初めて告発経験者が委員となったが、専門調査会（2018年）では委員に告発経験者や報道関係者は含まれなかった。
- (3) 順に、第159回国会（以下省略）衆議院内閣委員会議録14号（平成16年5月14日）

- 31頁市村浩一郎委員，同会議録39頁吉井英勝委員，参議院会議録26号（平成16年6月2日）8頁吉川春子委員発言。
- (4) 衆議院内閣委員会会議録14号31頁永谷安賢政府参考人，同会議録39頁竹中平蔵国务大臣発言。
- (5) 順に，衆議院内閣委員会会議録15号（平成16年5月19日）4頁田中厚参考人，参議院内閣委員会会議録18号（平成16年6月10日）27頁浅岡美恵参考人，衆議院内閣委員会会議録15号35頁横路孝弘委員発言。
- (6) 参議院内閣委員会会議録18号27頁，同会議録19号（平成16年6月10日）4頁，いずれも永谷安賢政府参考人発言。
- (7) 衆議院内閣委員会公益通報者保護法案に対する付帯決議第9項，参議院内閣委員会公益通報者保護法案に対する付帯決議第6項。
- (8) 例えば，第1回三木由紀子委員，仲田賢委員，第3回三木信夫委員，山本雄大委員発言。
- (9) 例えば，第4回山本雄大委員，第5回大杉謙一委員発言。
- (10) 順に，第1回橋本陽子委員，大杉謙一委員，第5回橋本陽子委員，第7回田井久恵委員発言。
- (11) 消費者委員会公益通報者保護専門調査会「公益通報者保護専門調査会報告～公益通報者保護法の施行状況についての検討結果～」6頁（平成23年2月18日）。
- (12) 順に，第8回升田純委員，島田陽一委員，山口利昭委員，光前幸一委員，拝師徳彦委員，第5回田中亘委員，第8回井手裕彦委員（オブザーバー）発言。
- (13) 順に，第12回春田雄一委員，石井淳子委員，柿崎環委員発言。
- (14) 順に，第12回中村美華委員，後藤準委員，石井淳子委員，林尚美委員，浦郷由季委員，柿崎環委員，水町雄一郎委員発言。
- (15) 消費者委員会公益通報者保護専門調査会「公益通報者保護専門調査会報告書」20-21頁（平成30年12月）。
- (16) 前掲注（11），（15）等の報告書を参照。
- (17) 荒木尚志『労働法（第3版）』465頁（有斐閣，2016）。
- (18) 松原妙華「内部告発を端緒とする報道のあり方—その正当性を担保する役割」マス・コミュニケーション研究84巻136頁（2014）。
- (19) 公益通報者制度に関する意見聴取（2014年），労働者における公益通報者保護制度に関する意識等のインターネット調査（2012年，2016年）が行われた。
- (20) 桜井厚，石川良子編『ライフストーリー研究に何ができるか：対話的構築主義の批判的継承』（新曜社，2015）等参照。
- (21) N・Kデンジン，Y・リンカン編（平山満義監訳）『質的研究ハンドブック』（北大路書房，2006），佐藤郁哉『質的データ分析：原理・方法・実践』（新曜社，2008）等参照。
- (22) 企業規制改革法：Enterprise and Regulatory Reform Act 2013 section17, 18(2)(a)。
- (23) 消費者庁消費者制度課編『逐条解説・公益通報者保護法』77頁（商事法務，2016）。
- (24) 前掲注（23）112頁。
- (25) 消費者庁「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」8-11頁（平成28年12月9日）。
- (26) 前掲注（15）30-31，34-35頁。
- (27) 消費者庁「平成28年度労働者における公益通報者保護制度に関する意識等のインターネット調査報告書」43頁。
- (28) 前掲注（23）128頁。
- (29) 韓国の公益申告者保護法：공익신고자 보호법も2015年改正により，公益侵害の是正をさらに強化する方針をとり，公益侵



害の拡大及び再発防止に必要な調査や措置が拡充された（9条5～8項）。

- (30) 前掲注（15）32頁。  
 (31) 前掲注（15）19頁注10参照。  
 (32) 前掲注（19）意見聴取において、宇賀克也教授は制度間競争（事業者内部、行政機関の通報処理体制を充実させる有効な方法として、他の制度利用の障壁を低くすること）の点から、外部通報要件の緩和を提案した。宇賀克也「公益通報者保護法について—行政法的視点から」13-14頁（意見聴取第8回2016年1月27日提出資料）。

#### 参考文献

- Boatright, John Raymond (2003) *Ethics and the Conduct of Business*, 4th ed., Pearson Prentice Hall.
- Bowie, Norman E. & Ronald F. Duska (1990) *Business Ethics*, 2nd ed., Prentice Hall.
- Chiasson, Michel & Johnson, Ghene H. (1995) Blowing the whistle: Accountants in industry. *CPA Journal* 65(2), pp24-27.
- Courtemanche, Gil (1988) The Ethics of Whistle Blowing, *Internal Auditor*45(1), pp36-41.
- Davis, Michael (1996) Some Paradoxes of Whistleblowing, *Business and Professional Ethics Journal* 15(1), pp3-19.
- De George, Richard T. (1999) *Business Ethics*, 5th ed., Prentice Hall.
- Elliston, Frederick et al. (1985) *Whistleblowing Research: Methodological and Moral Issues*, Praeger, New York.
- James, Gene G. (2001) Whistle blowing: Its moral justification, *Business Ethics* (Alan Malachowski ed., 2001), pp307-322.
- Jubb, Peter B. (1999) Whistleblowing: A Restrictive Definition and Interpretation, *Journal of Business Ethics* 21(1), pp77-94.
- Lewis, Jeremy et al. (2017) *Whistleblowing: Law and Practice*, 3rd ed., Oxford University Press, Oxford.
- 馬淵浩二 (2005) 「倫理問題としての内部告発」中央学院大学社会システム研究所紀要6(1), pp99-108.
- 増淵隆史 (2005) 「道徳的義務としての内部告発とその限界」哲学41, pp79-101.
- Miceli, Marcia P. & Near, Janet P. (1992) *Blowing the Whistle*, Lexington Books, New York.
- Near, Janet P. & Miceli, Marcia P. (1985) Organizational dissidence: The case of whistle-blowing, *Journal of Business Ethics* 4(1), pp1-16.
- 奥田太郎 (2002) 「ホイッスルブローイングの何が問題なのか——哲学的ホイッスルブローイング論の試み」情報倫理学研究資料集IV, pp113-124.
- 桜井稔 (2006) 『内部告発と公益通報：会社のためか，社会のためか』中央公論新社。

#### 参考裁判例

- 医療法人思誠会事件：東京地判平成7年11月27日労判683号17頁。
- 群英学園事件：前橋地判平成12年4月28日LEX/DB28060319，東京高判平成14年4月17日労判831号65頁。
- 宮崎信用金庫事件：宮崎地判平成12年9月25日判時1804号137頁，福岡高裁宮崎支判平成14年7月2日判時1804号131頁。
- 大阪いずみ市民生協事件：大阪地裁堺支判平成15年6月18日労判855号22頁。
- 日本医科大学事件：東京地判平成16年7月26日判時1886号65頁，東京高判平成17年11月9日判タ1236号278頁。

トナミ運輸事件：富山地判平成17年2月23日判  
時1889号16頁。

アワーズ事件：大阪地判平成17年4月27日労判  
897号26頁。

D大学事件：広島地裁福山支判平成17年7月20  
日LEX/DB28101989。

国立感染研究所事件：東京地判平成17年9月15  
日労判905号37頁。

きょくとう名誉毀損事件：福岡地判平成18年3  
月7日判タ1252号290頁福岡高判平成19年4  
月27日判タ1252号285頁。

アンダーソンテクノロジー事件：東京地判平成  
18年8月30日労判925号80頁。

愛媛県警察官裏金告発事件：松山地判平成19年  
9月11日LLI/DB06250599。

田中千代学園事件：東京地判平成23年1月28日  
労判1029号59頁。

\*本研究におけるインタビュー調査の一部は、  
JSPS特別研究員奨励費JP13J08979の助成を受  
けたものです。